官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（一一）　三
〔政　令〕
○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一六七）　六
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六八）　七
○著作権法施行令の一部を改正する政令（一六九）　七
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（一七〇）　七
〔府令・省令〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働六）　七
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働一一一〇）　八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同一一一一）　九
〔その他告示〕
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、茨城県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（内閣府七〇）　九
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（国土交通六一七）　九
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁五）　一〇
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三一～一三七）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局六六、六七）　一〇
〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所　一三
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　一三
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一三
国家試験
令和八年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告（最高裁判所）　一四
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一五
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　一五
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一五
会社その他　一六

本号で公布された法令のあらまし

◇物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（法律第二十一号）（国土交通省）

1　目的

この法律の目的として、貨物自動車中継輸送事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例等を定めることを追加するものとする。（第一条関係）

2　定義

(1)　「特定貨物自動車中継輸送施設」とは、二以上の貨物自動車が駐車し、又は停留し、及びそれらの貨物を当該貨物自動車相互間で積み替えるまでの間一時的に保管するための施設であって、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路の近傍に立地し、入浴設備を備えた待機所その他の貨物自動車の運転者の疲労を回復するための施設が併設され、並びに荷役に係る停留場所への貨物自動車の出入りの円滑な管理に資する装置、貨物の搬入及び搬出並びに仕分の円滑化を図るための情報処理システムその他の荷役及び荷さばきの効率化に資する設備を有するものとする。

(2)　「貨物自動車中継輸送事業」とは、二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者がその一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業について運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離を短縮することにより当該運転者の過労運転の防止を図りつつ、必要な物資が必要なときに確実に運送されるようにするために行う事業であって、特定貨物自動車中継輸送施設において当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の二以上の貨物自動車相互間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行うもの（当該特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者が当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者に当該特定貨物自動車中継輸送施設を使用させる場合にあっては、当該使用させる事業を含む。）とする。（第二十九条の二関係）

3　国及び地方公共団体の責務

⑴　国は、貨物自動車相互間の中継輸送に関する情報の提供、貨物自動車相互間の中継輸送を行い、又は行おうとする者への助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑵　地方公共団体は、貨物自動車相互間の中継輸送を行う者に対し、その実施に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。（第二十九条の三関係）

4　事業者の責務

⑴　一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、相互に連携し、及び協働し、貨物自動車相互間の中継輸送を実施するよう努めなければならないものとする。

⑵　荷主及び倉庫業者等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、貨物自動車相互間の中継輸送の円滑な実施に協力するよう努めなければならないものとする。（第二十九条の四関係）

5　基本方針

国土交通大臣は、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関し、基本的な方針を定めるものとする。（第二十九条の五関係）

6　貨物自動車中継輸送実施計画の認定等

⑴　貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者は、共同して、貨物自動車中継輸送実施計画を作成し、その貨物自動車中継輸送実施計画が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

⑵　国土交通大臣は、貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること、貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設が国土交通省令で定める基準に適合するものであること等の要件に適合するものであると認められるときは、その認定をするものとする。

⑶　⑴の認定を受けた者は、認定貨物自動車中継輸送実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならないものとする。

⑷　国土交通大臣は、認定貨物自動車中継輸送実施計画が⑵の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。（第二十九条の六、第二十九条の七関係）

7　貨物自動車中継輸送事業の促進

⑴　貨物自動車運送事業法等の特例

貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者が貨物自動車中継輸送実施計画の認定を受けたときは、貨物自動車運送事業法、自動車ターミナル法又は倉庫業法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなすものとする。（第二十九条の八～第二十九の十関係）

⑵　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による貨物自動車中継輸送事業の推進

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、貨物自動車中継輸送事業を推進するため、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業の実施に必要な資金の出資及び貸付け等の業務を行うものとする。（第二十九条の十一関係）

⑶　都市計画法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された特定貨物自動車中継輸送施設の整備の実施のため都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。（第二十九条の十二関係）

8　雑則

報告の徴収について所要の規定を設けるものとする。（第二十九条の十三関係）

9　罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。（第七十七条、第七十九条関係）

10　その他

その他所要の改正を行うものとする。

11　附則

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（附則第一条関係）

⑵　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第三条関係）

⑶　この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行う。（附則第四条～第六条関係）

◇老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第百六十七号）（国土交通省）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

◇マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百六十八号）（国土交通省）

1　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

2　この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第百六十九号）（文部科学省）

1　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四十一条の二第二項の規定に基づき、著作物等の公衆送信等を行うことができる裁判手続を規定する法律を定める。（第二条の四関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　この政令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則関係）

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第百七十号）（こども家庭庁）

1　児童相談所設置市の指定

柏市を児童相談所設置市に指定する。（第四十五条の二関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和九年二月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

法律

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第二十一号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律

物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　運転者の運送及び荷役等の効率化」を「第三章　貨物自動車相互間の中継輸送の促進（第二十九条の六・第二十九条の七）
第一節　総則（第二十九条の二―第二十九条の五）
第二節　貨物自動車中継輸送実施計画の認定等（第二十九条の八―第二十九条の十二）
第三節　雑則（第二十九条の十三）
第四章　運転者の運送及び荷役等の効率化」に改める。

第一条中「について」を「及び貨物自動車中継輸送事業について」に改め、「、中小企業者が行う場合における資金の調達の円滑化に関する措置」を削る。

第四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十六号までを削り、第十七号を第五号とし、同条第十八号イ中「の食品等を」を「に規定する食品等を」に改め、同号を同条第六号とする。

第六条第二項第五号中「第十一条」を「（平成元年法律第八十二号）第十一条」に、「第十八条」を「（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条」に改め、同項第六号中「に該当する」を「（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）に該当する」に改め、同条第四項第三号中「に該当する」を「（貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第十条において同じ。）に該当する」に、「貨物利用運送事業法」を「同法」に改め、同項第四号中「、第二種貨物利用運送事業」の下に「（貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。以下この号、第六項及び第十一条において同じ。）」を加え、「を除く」を「（同法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。第六項において同じ。）を除く」に、「貨物利用運送事業法」を「同法」に改め、同項第五号中「に該当する」を「（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。以下この号、第十二条及び次章において同じ。）に該当する」に、「当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法」を「同法」に、「該当しない場合であり」を「該当せず」を「該当しない場合であり」に改め、同項第六号中「に該当する」を「（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業のうち貨物の運送を行うものをいう。以下この号及び第十四条において同じ。）に該当する」に、「海上運送法」及び「当該事業を実施する者が同法」を「同法」に、「こと」を「場合であること」に改め、同項第七号中「に該当する」を「（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業者に同法第八条第一項に規定する鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下この号及び第十五条において同じ。）に該当する」に、「鉄道事業法」を「同法」に改め、同項第八号中「に該当する」を「（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。以下この号及び第十六条において同じ。）に該当する」に、「軌道法」を「同法」に改め、同項第九号中「に該当する」を「（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条第二号に規定するトラックターミナル事業をいう。以下この号、第十七条及び第二十九条の六第五項第六号において同じ。）に該当する」に、「自動車ターミナル法」を「同法」に改め、同項第十号中「、倉庫業」の下に「（倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業をいう。第十八条及び第二十九条の六第五項第七号において同じ。）」を加え、「当該事業を実施する者が倉庫業法」を「第一項の認定の申請の内容が同法」に改め、同条第十一項中「港湾管理者」の下に「（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十三項及び第八条において同じ。）」を加え、同条第十四項中「第一項」を「前各項に定めるもののほか、第一項」に改める。

第十条第四項中「第三条第一項の登録を受けた者」を「第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者」に、「第三十条第八号」を「第三十条第六号」に改める。

第十一条第四項中「第二十条の許可を受けた者」を「第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者」に、「第三十条第八号」を「第三十条第六号」に改める。

第十三条第一項中「についての貨物自動車運送事業法」を「（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。次項において同じ。）についての同法」に改める。

第十七条中「第二十九条」の下に「若しくは第二十九条の十三」を加える。

第七十九条中「第二十三条第二項」の下に「又は第二十九条の十一第二項」を加える。

第五章を第六章とする。

第七十四条中「並びに」を「、第三章に規定する国土交通大臣の権限並びに」に改める。

第四章を第五章とする。

第三十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十号イを次のように改める。

イ　倉庫業者

第三十条第十号ハ中「の航空運送事業」を「に規定する航空運送事業」に改め、同号ニ中「第二条第二項の」を「第二条第二項に規定する」に、「同条第三項の」を「同条第三項に規定する」に改め、同号を同条第八号とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　貨物自動車相互間の中継輸送の促進

第一節　総則

（定義）

第二十九条の二　この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定貨物自動車中継輸送施設　二以上の貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であって、貨物の運送の用に供するものをいう。以下同じ。）が駐車し、又は停留し、及びそれらの貨物を当該貨物自動車相互間で積み替えるまでの間一時的に保管するための施設であって、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路の近傍に立地し、入浴設備を備えた待機所その他の貨物自動車の運転者（以下「運転者」という。）の疲労を回復するための施設が併設され、並びに荷役に係る停留場所への貨物自動車の出入りの円滑な管理に資する装置、貨物の搬入及び搬出並びに仕分の円滑化を図るための情報処理システムその他の荷役及び荷さばきの効率化に資する設備を有するものをいう。

二　貨物自動車中継輸送事業　二以上の一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。以下この節において同じ。）又は特定貨物自動車運送事業者（同法第二十一条に規定する特定貨物自動車運送事業者をいう。以下この節にお

いて同じ。）がその一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（同法第二条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。第二十九条の六第五項第五号において同じ。）について運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離を短縮することにより当該運転者の過労運転の防止を図りつつ、必要な物資が必要なときに確実に運送されるようにするために行う事業であって、特定貨物自動車中継輸送施設において当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の二以上の貨物自動車相互間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行うもの（当該特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者が当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者に当該特定貨物自動車中継輸送施設を使用させる場合にあっては、当該使用させる事業を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第二十九条の三　国は、運転者の過労運転の防止を図るとともに、第二条（第一号に係る部分に限る。）の基本理念（以下この節において「基本理念」という。）の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送に関する情報の提供、貨物自動車相互間の中継輸送を行い、又は行おうとする者への助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、基本理念の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送を行う者に対し、その実施に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第二十九条の四　一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、その運転者の過労運転の防止を図るとともに、基本理念の実現に資するため、相互に連携し、及び協働し、貨物自動車相互間の中継輸送を実施するよう努めなければならない。

2　荷主及び倉庫業者（倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者をいう。第三十条第八号イ及び次章第四節において同じ。）その他の貨物自動車に係る貨物の積卸施設の管理者（次条第二項第四号において「倉庫業者等」という。）は、基本理念の実現に資するため、その業務の遂行に支障のない範囲内において、貨物自動車相互間の中継輸送の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

（基本方針）

第二十九条の五　国土交通大臣は、運転者の過労運転の防止を図るとともに、基本理念の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関し、基本的な方針（以下この条及び次条第五項第一号において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　貨物自動車相互間の中継輸送の意義及び目標に関する事項

二　貨物自動車中継輸送事業の実施に関する基本的な事項

三　貨物自動車中継輸送事業の実施に当たって配慮すべき事項

四　貨物自動車相互間の中継輸送に係る一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、荷主、倉庫業者等その他の関係者相互間の連携及び協働に関する基本的な事項

五　その他貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する重要事項

3　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関）に協議するものとする。

4　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節　貨物自動車中継輸送実施計画の認定等

（貨物自動車中継輸送実施計画の認定）

第二十九条の六　貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者は、共同して、その実施しようとする貨物自動車中継輸送事業についての計画（以下この章において「貨物自動車中継輸送実施計画」という。）を作成し、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に提出して、その貨物自動車中継輸送実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　貨物自動車中継輸送実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　貨物自動車中継輸送事業の目標

二　貨物自動車中継輸送事業を実施する区域

三　貨物自動車中継輸送事業の内容（次号に掲げるものを除く。）

四　貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設の立地、規模、構造及び設備並びに管理主体

五　貨物自動車中継輸送事業の実施時期

六　運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離の短縮その他の貨物自動車中継輸送事業の実施により見込まれる効果

七　貨物自動車中継輸送事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3　貨物自動車中継輸送実施計画には、第一項の認定を受けようとする者以外の者が行う特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する次に掲げる事項を含めることができる。

一　当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備の内容及びその実施主体

二　当該特定貨物自動車中継輸送施設の用に供する土地の所在及び面積

三　その他国土交通省令で定める事項

4　第二項第三号又は第四号に掲げる事項には、貨物自動車中継輸送事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一　貨物自動車運送事業法第九条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。第二十九条の八において同じ。）の認可を要する事業計画の変更に関する事項

二　貨物自動車運送事業法第九条第三項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。第二十九条の八において同じ。）の規定による届出を要する事業計画の変更に関する事項

三　自動車ターミナル法第七条第一項又は第十一条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項

四　自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を要する同法第二条第六項に規定するトラックターミナルの位置、規模、構造又は設備の変更に関する事項

五　倉庫業法第三条の登録に係る同法第四条第一項各号に掲げる事項

六　倉庫業法第七条第一項の変更登録を要する同法第四条第一項各号に掲げる事項の変更に関する事項

七　倉庫業法第七条第三項又は第八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

5　国土交通大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その貨物自動車中継輸送実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が貨物自動車中継輸送事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設の立地、規模、構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合すること。

四　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

五　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、特定貨物自動車運送事業に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第三十五条第六項において準用する同法第九条第一項の認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同法第三十五条第六項において読み替えて準用する同法第九条第二項において準用する同法第三十五条第三項各号に掲げる基準に適合すること。

六　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものであって、自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号（同法第十一条第一項に規定する構造又は設備の変更にあっては、同法第六条第一号）に掲げる基準に適合すること。

七　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものであって、次のイ又はロに掲げる登録又は変更登録を受けなければならないものについては、第一項の認定の申請の内容がそれぞれイ又はロに定める規定に該当しないこと。

イ　倉庫業法第三条の登録　同法第六条第一項各号

ロ　倉庫業法第七条第一項の変更登録　同条第二項において読み替えて準用する同法第六条第一項第四号

6　国土交通大臣は、第一項の認定をしようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、関係する都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

7　国土交通大臣は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項が記載された貨物自動車中継輸送実施計画について第一項の認定をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くものとする。

8　国土交通大臣は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項が記載された貨物自動車中継輸送実施計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該関係都道府県知事に通知するものとする。

9　前各項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（貨物自動車中継輸送実施計画の変更等）

第二十九条の七　前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る貨物自動車中継輸送実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、前条第一項の認定に係る貨物自動車中継輸送実施計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定貨物自動車中継輸送実施計画」という。）が同条第五項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者（同条第三項の規定により当該認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された同項に規定する者を含む。第二十九条の十三において「認定貨物自動車中継輸送事業者等」という。）が認定貨物自動車中継輸送実施計画に従って当該認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業（前条第三項に規定する特定貨物自動車中継輸送施設の整備を含む。第二十九条の十一第一項第一号及び第二十九条の十三において同じ。）を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第五項から第九項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

第三節　貨物自動車中継輸送事業の促進

（貨物自動車運送事業法の特例）

第二十九条の八　貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者がその貨物自動車中継輸送実施計画について第二十九条の六第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。次条及び第二十九条の十において同じ。）を受けたときは、当該貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（自動車ターミナル法の特例）

第二十九条の九　貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者がその貨物自動車中継輸送実施計画について第二十九条の六第一項の認定を受けたときは、当該貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を受け、又は同法第七条第一項若しくは第十一条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（倉庫業法の特例）

第二十九条の十　貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者がその貨物自動車中継輸送実施計画について第二十九条の六第一項の認定を受けたときは、当該貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、倉庫業法第三条の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第八条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

（機構による貨物自動車中継輸送事業の推進）

第二十九条の十一　機構は、貨物自動車中継輸送事業を推進するため、次の業務を行う。

一　認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

二　前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

2　機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（都市計画法等による処分についての配慮）

第二十九条の十二　国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された特定貨物自動車中継輸送施設の整備の実施のため都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第四節　雑則

第二十九条の十三　国土交通大臣は、認定貨物自動車中継輸送事業者等に対し、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業の実施状況について報告を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行前においても、改正後の第二十九条の五第一項から第三項までの規定の例により、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めることができる。

2　国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3　第一項の規定により定められ、前項の規定により公表された基本方針は、この法律の施行の日において改正後の第二十九条の五第一項の規定により定められ、同条第四項の規定により公表されたものとみなす。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百四十号中「又は」を「若しくは第二十九条の十（倉庫業法の特例）又は」に、「認定又は」を「認定若しくは物資流通効率化法第二十九条の六第一項（貨物自動車中継輸送実施計画の認定）の規定による貨物自動車中継輸送実施計画の認定若しくは物資流通効率化法第二十九条の七第一項（貨物自動車中継輸送実施計画の変更等）の規定による貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定又は」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二十九条の十一第一項第一号」を加える。

第十三条第一項第十号中「第二十三条第一項」の下に「及び第二十九条の十一第一項」を加える。

第十五条第一項中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第二十九条の十一第一項第一号」を加える。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第六条　貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（貨物利用運送事業法及び物資の流通の効率化に関する法律の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

一　貨物利用運送事業法第三十三条第三号

二　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の六第四項第一号及び第二号並びに第五項第五号

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第百六十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第百六十八号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第四条第一号中「第五条の二十二第一項」を「第五条の二十六第一項」に改める。

附　則

この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第百六十九号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四十一条の二第二項（同法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中「法第四十一条の二第二項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）」を「行政審判手続に係る法第四十一条の二第二項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

裁判手続に係る法第四十一条の二第二項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める法律は、次に掲げるものとする。

一　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

二　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）

三　人身保護法（昭和二十三年法律第百九十九号）

四　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

五　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）

六　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）
七　国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）
八　少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）
九　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）
十　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）

附　則

この政令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第百七十号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「船橋市」の下に「、柏市」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年二月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為のうちこの政令の施行の際現に効力を有するもの又はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対してされている申請、届出その他の行為であって、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第四十一条の規定により、この政令の施行後、柏市が処理することとなる事務に係るものは、この政令の施行後は、柏市長若しくは柏市が設置する児童相談所の所長その他の柏市の機関（以下「柏市長等」という。）の行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は柏市長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前に児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定により都道府県知事等に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、この政令の施行前に当該手続がされていないもののうち、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第四十一条の規定により、この政令の施行後、柏市が処理することとなる事務に係るものについては、これを、柏市長等に対して当該手続がされていないものとみなして、これらの法令の規定を適用する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第百八条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（受給者証の再交付の申請）	（受給者証の再交付の申請）
第二十三条　令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によりカード代替電磁的記録を送信する方法に限る。第三十四条の五十第一項、第四十八条第一項及び第六十四条の二の二第二項において同じ。）を行う場合の申請書については、当該支給決定障害者等の個人番号（当該申請に係る障害者等が障害児である場合の申請書については、当該障害児の個人番号を含む。）を記載することを要しない。	**第二十三条**　令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給決定障害者等の個人番号（当該申請に係る障害者等が障害児である場合の申請書については、当該障害児の個人番号を含む。）を記載することを要しない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　支給決定障害者等の個人識別事項に係る記録	（新設）
2・3　（略）	2・3　（略）

（地域相談支援受給者証の再交付の申請）

第三十四条の五十　令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者が、当該地域相談支援給付決定障害者に係る第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行う場合の申請書については、当該地域相談支援給付決定障害者の個人番号を記載することを要しない。

一・二　（略）

三　地域相談支援給付決定障害者の個人識別事項に係る記録

2・3　（略）

（医療受給者証の再交付の申請）

第四十八条　令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給認定障害者等が当該支給認定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行う場合の申請書については、当該支給認定障害者等の個人番号（当該支給認定に係る障害者等が障害児の場合の申請書については、当該障害児の個人番号も含む。）を記載することを要しない。

一・二　（略）

三　支給認定障害者等の個人識別事項に係る記録

2～5　（略）

（療養介護医療受給者証の再交付等）

第六十四条の二の二　（略）

2　前項の規定に基づき申請をしようとする療養介護医療費支給対象障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者が、当該療養介護医療費支給対象障害者に係る第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行う場合の申請書については、当該療養介護医療費支給対象障害者の個人番号を記載することを要しない。

一・二　（略）

三　療養介護医療費支給対象障害者の個人識別事項に係る記録

3・4　（略）

（地域相談支援受給者証の再交付の申請）

第三十四条の五十　令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者が、当該地域相談支援給付決定障害者に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該地域相談支援給付決定障害者の個人番号を記載することを要しない。

一・二　（略）

（新設）

2・3　（略）

（医療受給者証の再交付の申請）

第四十八条　令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給認定障害者等が当該支給認定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給認定障害者等の個人番号（当該支給認定に係る障害者等が障害児の場合の申請書については、当該障害児の個人番号も含む。）を記載することを要しない。

一・二　（略）

（新設）

2～5　（略）

（療養介護医療受給者証の再交付等）

第六十四条の二の二　（略）

2　前項の規定に基づき申請をしようとする療養介護医療費支給対象障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者が、当該療養介護医療費支給対象障害者に係る第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行う場合の申請書については、当該療養介護医療費支給対象障害者の個人番号を記載することを要しない。

一・二　（略）

三　療養介護医療費支給対象障害者の個人識別事項に係る記録

3・4　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(4)　（略） (5)　タダラフィル（一錠中タダラフィルとして十mgを含有する勃起不全用薬に限る。） (6)～(15)　（略） (16)　ラメルテオン (17)～(18)　（略） 二・三　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(4)　（略） (新設) (5)～(14)　（略） (新設) (15)～(16)　（略） 二・三　（略）

○厚生労働省告示第二百二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、一錠中タダラフィルとして十mgを含有する勃起不全用薬又はラメルテオン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤のいずれかであって、令和八年十一月十九日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和八年五月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(584)　（略） (585)　タダラフィル。ただし、一錠中タダラフィルとして十mgを含有する勃起不全用薬を除く。 (586)～(1175)　（略） （削る） (1176)～(1274)　（略） 九　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(584)　（略） (585)　タダラフィル (586)～(1175)　（略） (1176)　ラメルテオン (1177)～(1275)　（略） 九　（略）

その他告示

○内閣府告示第七十号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、茨城県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年五月十三日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

一　原子力発電施設等

東海第二発電所に設置されている原子力発電施設並びにＭＨＩ原子力研究開発株式会社、三菱原子燃料株式会社東海工場、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所、原子燃料工業株式会社東海事業所、日本核燃料開発株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所に設置されている原子力発電と密接な関連を有する施設

二　原子力発電施設等立地地域

水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村及び大子町

○国土交通省告示第六百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年五月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　明治三十三年内務省告示第八十六号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

京都府木津川市城山台　一丁目及び二丁目
四丁目
六丁目から十一丁目まで
十三丁目

京都府木津川市木津　釜ヶ谷

二　明治三十三年内務省告示第八十七号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

京都府木津川市城山台　四丁目
六丁目
十一丁目

○観光庁告示第五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、ＨｏｐＧｏ株式会社（登録研修機関第六十七号）から名称及び研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十日

観光庁長官　村田　茂樹

一　名称の変更

変更前	広昇株式会社
変更後	ＨｏｐＧｏ株式会社

二　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	広昇株式会社　研修室
変更後	ＨｏｐＧｏ株式会社研修室

三　変更の年月日　令和八年二月十六日

○防衛省告示第百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月二日（予備、同月一日及び同月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年五月二十五日から同年六月一日（予備、同月二日から同月七日）までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｷ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ｳ)及び(ｸ)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から北側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(ｲ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ｳ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(ｴ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(ｵ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(ｶ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(ｷ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ｸ)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ｹ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦十隻

○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年五月二十五日から同年六月一日（予備、同月二日から同月七日）までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(ｲ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ｳ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ｴ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦九隻

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月一日（予備、同月二日から同月五日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三二度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦十隻

○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年五月三十日及び同月三十一日（予備、同年六月一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ｲ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ｳ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ｴ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

自衛艦九隻

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦九隻

○防衛省告示第百三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第六十六号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第の三第一項の規定による道路管理者上天草市長との協議が次のとおり成立したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

九州地方整備局長が市道坊主島下桶川線における樋島大橋の修繕に関する工事を行う場合の権限

	権限の一覧	道路管理者等
1	道路区域の決定又は変更（道路法第18条第１項）	道路管理者上天草市長
2	他の工作物の管理者に対する工事施行命令等（道路法第21条）	道路管理者上天草市長
3	工事原因者に対する工事施行命令等（道路法第22条第１項）	道路管理者上天草市長
4	附帯工事の施行（道路法第23条第１項）	道路管理者上天草市長
5	道路管理者以外の工事等の承認（道路法第24条及び第87条第１項）	道路管理者上天草市長
6	道路占用の許可（道路法第32条第１項、第３項及び第87条第１項）	道路管理者上天草市長
7	道路の占用の許可基準（道路法第33条第２項第４号）	道路管理者上天草市長

8	占用工事の調整条件付与（道路法第34条）	道路管理者上天草市長
9	国の占用の協議、同意（道路法第35条）	道路管理者上天草市長
10	公益事業に係る占用工事計画書の受理（道路法第36条第１項）	道路管理者上天草市長
11	道路管理者による占用工事の施行（道路法第38条第１項）	道路管理者上天草市長
12	入札対象施設等の入札占用指針の決定等（道路法第39条の２第１項及び第６項）	道路管理者上天草市長
13	占用入札の実施等（道路法第39条の４第１項、第３項、第４項及び第５項）	道路管理者上天草市長
14	入札占用計画の認定（道路法第39条の５第１項）	道路管理者上天草市長
15	入札占用計画の変更等（道路法第39条の６第１項）	道路管理者上天草市長
16	占用物件の維持管理に関する措置（道路法第39条の９）	道路管理者上天草市長
17	占用期間満了後の原状回復の指示（道路法第40条第２項）	道路管理者上天草市長
18	車両の積載物の落下の予防等の措置命令（道路法第43条の２）	道路管理者上天草市長
19	違法放置物件に対する措置（道路法第44条の３第１項から第５項）	道路管理者上天草市長
20	道路標識又は区画線の設置（道路法第45条第１項）	道路管理者上天草市長
21	通行の制限・禁止の場合における道路標識の設置（道路法第47条の15）	道路管理者上天草市長
22	道路通行の制限又は禁止（道路法第46条第１項第１号）	道路管理者上天草市長
23	道路通行の制限又は禁止（道路法第46条第１項第２号）	九州地方整備局長
24	トンネル、橋等における通行の禁止又は制限（道路法第47条第３項）	道路管理者上天草市長
25	特殊車両許可等（道路法第47条の２第１項、第２項及び第５項）	道路管理者上天草市長
26	車両の通行に関する措置（道路法第47条の14）	道路管理者上天草市長
27	道路一体建物に関する協定締結・建物の管理（道路法第47条の18第１項）	道路管理者上天草市長
28	公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針（道路法48条の23第１項及び第５項）	道路管理者上天草市長
29	占用予定者の選定（道路法48条の25第１項、第２項、第４項、第５項及び第６項）	道路管理者上天草市長
30	歩行者利便増進計画の認定（道路法48条の26第１項）	道路管理者上天草市長
31	歩行者利便増進計画の変更等（道路法48条の27第１項）	道路管理者上天草市長
32	地位の承継（道路法第48条の29）	道路管理者上天草市長
33	防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限（道路法第48条の29の３）	道路管理者上天草市長
34	防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示（道路法第48条の29の４）	道路管理者上天草市長
35	防災拠点自動車駐車場の管理の特例（道路法第48条の29の６第１項）	道路管理者上天草市長
36	車両の停留の許可（道路法第48条の32第１項、第３項及び第87条第１項）	道路管理者上天草市長
37	利便施設協定の締結・管理（道路法第48条の37第１項）	道路管理者上天草市長
38	自動車駐車場等運営権者に対する道路管理者の承認等の特例（道路法第48条の45）	道路管理者上天草市長
39	道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例（道路法第48条の64）	道路管理者上天草市長
40	共用管理施設の管理費用に関する協議（道路法第54条の２第１項）	道路管理者上天草市長
41	他人の土地の立入又は一時使用（道路法第66条第１項）	道路管理者上天草市長
42	長時間放置車両の移動、保管等（道路法第67条の２）	道路管理者上天草市長
43	非常災害時における土地の一時使用等（道路法第68条）	道路管理者上天草市長
44	他人の土地の立入等に係る損失補償等（道路法第69条）	道路管理者上天草市長
45	道路の新設・改築に伴う損失補償等（道路法第70条）	道路管理者上天草市長
46	監督処分（道路法第71条第１項から第３項前段）	道路管理者上天草市長
47	限度超過車両に関する報告、立入検査（道路法第72条の２第１項及び第２項）	道路管理者上天草市長
48	不用物件と新たに道路を構成する物件との交換（道路法第92条第４項）	道路管理者上天草市長
49	不用物件使用の申出及びその引渡しを受けること（道路法第93条）	道路管理者上天草市長
50	都道府県公安委員会との調整（道路法第95条の２）	九州地方整備局長
51	車両の総重量等の限度の設定（車両制限令第７条第２項）	道路管理者上天草市長
52	車両の通行方法の制限（車両制限令第10条第３項）	道路管理者上天草市長
53	他の道路の指定（車両制限令第11条第１項）	道路管理者上天草市長
54	特殊な車両の認定（車両制限令第12条）	道路管理者上天草市長

○九州地方整備局告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項の規定により上天草市道の修繕工事を本整備局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

令和八年五月二十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
線坊主島下楠川	上天草市龍ヶ岳町大字樋島字貞米まで戸坊主島から同市龍ヶ岳町高字	修繕	令和八年五月二十日

国会事項

衆議院

質問書転送

五月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日米軍基地から排出されたＰＣＢ含有機器の処理と「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」改正案に関する質問主意書

議事日程

五月十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十五号

令和八年五月十九日（火曜日）

午後一時開議

第一　防災庁設置法案（内閣提出）

第二　防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

第三　予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（内閣提出）

第四　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六　環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

第七　国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

第八　万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

参議院

議案受領（予備審査）

五月十八日衆議院から次の議案が送付された。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西村智奈美外三名提出）（衆第九号）

議案付託

五月十八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

食育基本法の一部を改正する法律案（衆第八号）

農林水産委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

総務委員会に付託

質問主意書転送

五月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＤＶを理由とする離婚に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第四三号）

人事異動

内閣

国務大臣

松本　洋平

内閣府特命担当大臣黄川田仁志海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画、地方創生、アイヌ施策並びに共生・共助）事務代理を命ずる（五月十四日）

厚生労働大臣政務官　神谷　政幸

第七十九回世界保健総会日本政府代表を命ずる

期間は令和八年六月六日までとする

国務大臣　松本　洋平

内閣府特命担当大臣黄川田仁志帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画、地方創生、アイヌ施策並びに共生・共助）事務代理を免ずる（以上五月十五日）

谷山　暢宏

簡易裁判所判事兼判事補に任命する（五月十六日）

○財務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　林　芳正

内閣府特命担当大臣片山さつき海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる

（大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　植村　一仁

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上五月十七日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省民事局付）検事兼法務事務官　大作　顕子

法務事務官（法務省民事局付）の併任を解除する（五月十四日）

山田　寛　海保　誠治　毛受　久

水口　章　山﨑　健　畠山　稔

洪　恵子　藤倉　達郎　二村　久則

山田　哲也　三井　誠　薬師寺公夫

中本　敏嗣

難民審査参与員に任命する（各通）（五月十六日）

内閣

衆議院議員　石破　茂

天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問につき首席随員を命ずる

期間は令和八年六月二十九日までとする

宮内庁長官　黒田武一郎

侍従長　別所　浩郎

式部官長　三上　正裕

外務事務官　南　博

皇宮警視監　宮下　匡之

女官長　直江　利克

内閣府事務官　西宮　幸子

侍従　長村　順也

式部官　森川　泰敬

外務事務官　林　達郎

同　杉浦　雅俊

侍医　市場　裕昭

侍従　保田壮一郎

女官　細見　昌史

同　箱嶋　明美

津島　南枝

天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問につき随員を命ずる

期間は令和八年六月二十九日までとする（各通）

（以上五月十二日）

最高裁判所

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　渡部　五郎

神戸地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

神戸簡易裁判所判事に補する（四月三十日）

簡易裁判所判事　中垣内健治

金沢簡易裁判所判事に補する（五月十一日）

○定年退官

簡易裁判所判事三津川昇は五月一日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

正三位に叙する

（長野工業高等専門学校名誉教授）　藤井　孝男

従四位に叙する

（長崎県公立学校長）　松岡　保正

正五位に叙する

加藤奈智子　豊岡　清朗　栗城　繁夫

従五位に叙する（各通）　市丸　智基

阿部　吉宏　佐々木智枝子　宮島　重光

正六位に叙する（各通）　山田　矩子

（三重県警部）　氏家誠四郎

従六位に叙する（各通）　栗原　郁夫　高野憲一郎　川戸　重朋

伊藤　四郎　千葉　博史　中島　明雄

正七位に叙する（各通）（以上四月十三日）　花岡　常藏

児島　格二　山崎　勝基

従五位に叙する（各通）

阿部　禮哉　岩上　良明　國立　英夫

小林　繁夫　利波　宗雄　西田　眞弘

水牧　尚　横山　照邦

正六位に叙する（各通）

富岡　俊武　西村　幹雄　三島　光男

従六位に叙する（各通）

小野　一成
（一等海尉）
木立千代衛
坂井　政治
正七位に叙する（各通）（以上四月十四日）
小豆島　明
（横浜国立大学名誉教授）
小田切優樹
正四位に叙する（各通）
萩野　逸郎
従五位に叙する（各通）
石田　明秀
市川　正俊
岡本　俊彦
正八位
笠原　貞良
加治木　勝
片岡　六郎
加藤　新平
冨田　精一
中野　壽夫
日塔　孝雄
渡邉二三男
正六位に叙する（各通）
荒木　征三
小山　広志
篠原　宜紀
瀬畠　忠勝
藤井　勇二
松塚　勝男
水戸　巖
従六位に叙する（各通）
高瀬　幹雄
従七位に叙する（以上四月十五日）
○叙勲
（長崎県公立学校長）
市丸　智基
（長野工業高等専門学校名誉教授）
松岡　保正
宮島　重光
瑞宝小綬章を授ける（各通）
栗城　繁夫
高野憲一郎
佐々木智枝子
豊岡　清朗
花岡　常藏
山田　矩子
瑞宝双光章を授ける（各通）
（三重県警部）
川戸　重朋
千葉　博史
丹羽　鎭夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十三日）
阿部　禮哉
小林　繁夫
坂井　政治
西田　眞弘
（一等海尉）
瑞宝双光章を授ける（各通）
小野　一成
清川　千秋
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十四日）
（横浜国立大学名誉教授）
小豆島　明
（熊本大学名誉教授）
小田切優樹
瑞宝中綬章を授ける（各通）
萩野　逸郎
瑞宝小綬章を授ける
岡本　俊彦
加治木　勝
小山　広志
中野　壽夫
加藤　新平
松塚　勝男
水戸　巖
長岡　一雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上四月十五日）
高橋　克己
瑞宝単光章を授ける（四月十六日）

○叙勲
旭日中綬章を授ける
伊藤　武一
旭日小綬章を授ける（各通）
中村　昌治
山本健十郎
鈴木　榮
長谷川和男
円谷寅三郎
前田　勝男
旭日双光章を授ける（各通）
東　紀子
荒川　幸也
石井　敏夫
市橋　直衛
井上　進
井上榮一郎
今関文平衛
片桐　秀人
神谷　晋
神谷　盛五
川島　宏之
熊　孝美
紅林　啓美
近藤　修弘
繁光　積
島袋　善吉
下沼　萬裕
上馬　勇
竹内　亮一
田中　守
中嶋　康治
名塚喜千治
日高　健二
藤田　榮
松田　三壯
松田　信夫
村田　博子
村山　洋一
山内　裕良
和田　正敏
旭日単光章を授ける（各通）
上原　秀雄
川渕　一知
佐々木孝明
仙波　英夫
田口　一彦
中尾　嘉夫
長谷川圭二
藤森　隆郎
松田外喜男
三島　賢三
瑞宝小綬章を授ける（各通）
青木　良男
赤路　哲也
浅野　四郎
浅野　勇
荒井　清志
天野　正忠
石橋　章一
生駒　勝
市川　旭
磯野　淑紀
稲葉　昌博
稲村　光一
今井　公彦
岩井　榮
岩田　忠造
上田　徹
大隈　久男
大田　喜好
大坂　正吉
大伴　佳司
大森十三雄
岡田　丈夫
岡　光洋
小野　昭二
押村　規子
小原　憲由
笠井　勝秀
勝田　英子
伊藤　武一
山本健十郎
円谷寅三郎
前田　勝男
飯田　健彦
伊藤　齊紀
今尾　秀之
加藤　德彌
川北　真衣
胡桃澤　健
佐藤　忠生
清水　正治
高山　一榮
渡丸　耕一
萩野　清治
松木登良男
松村冨士夫
柳北　守隆
木村　與一
高濱　義尚
西村　勝晴
細谷　壽守
朝田　隆
浅野　武久
有村　正宏
泉　遼子
伊藤　利郎
井上　俊明
岩田あか子
上原　德助
大桑　邦壽
太田　清毅
大湾　章
岡本　三博
小野　廣實
柏熊　昌喜
加藤　健治
加藤　久勝
川鍋幸三郎
喜舎場朝弘
倉本　春三
小池　文子
鯉渕　毅
小畑　麗子
小松崎正榮
西條　仁
坂本　守
櫻井　德喜
佐藤　董子
佐藤　展男
三宮　直美
嶋田　哲男
清水　靖夫
白木　章雄
鈴木　信隆
高岡　成光
高橋　和夫
高橋　庸祐
武井　孝達
竹中　初子
千葉　一美
塚越　久司
都築　孝治
徳武昭治郎
中島　嘉久
中野　和也
中山　昭一
永本　益三
西村　洋
入屋　昌巳
野原　幸雄
林　陽右
半田　正治
東山　岩夫
平野　利和
福澤　岑夫
星野　重道
堀川　梅藏
増澤　勝
松浦　要藏
松坂　勝彦
三浦　忠行
金子　武夫
菊地　和也
鬼頭　安彦
黒崎　和夫
小池　達雄
香西　修
小松　節子
駒村　孝
齋藤　勝義
崎原　盛康
佐々木定一
佐藤　保
佐藤　博治
篠崎　利男
島袋　清信
清水　勇和
菅原　玲子
鈴木　英夫
高崎登美雄
高橋　健二
高谷　誠司
竹内八千子
田中　保
千葉　俊正
辻　退一
寺嶋　利勝
富吉　純
中田　弘
中村　敦子
永井　豊充
永松　隆之
新村　次郎
西山　厚生
根本　光造
生原浩二郎
林田　文雄
馬場　徹
日高　敬了
廣川　邦夫
福田　具可
堀内　征二
前田　充
増田　廣明
松岡　勘助
松原　豊
水野　隆雄
鎌田久仁雄
菊池　正一
工藤　彪
黒田　幸衛
小泉　守代
小瀧　圀雄
小松　望
小宮　哲夫
榊　博
櫻井　巖
佐藤　英治
佐藤　戌
篠原　郁哉
清水萬壽衛
白石　静男
進　廣和
須美　直
高津戸信義
高橋　春男
高柳　亘
武田美和子
田中　豊
知花　幸子
土田　高志
寺田五百子
豊田　幸弘
中根東次郎
中村　安男
永松　隆之
西田　隆一
新田　正臣
野田治百生
服部　覺悟
原田　稔
日置　幸男
平谷　倔司
廣畑　善策
二ツ山政治
堀内　充
正木　秀明
松井　和彦
松岡　勝利
松本　和子
三谷　保
宮城　正
宮下　眞澄
三吉　貞彦
武藤　光次
村上佐代子
目次　理雄
望月　市朗
森　淳
森島　康夫
森本　孝二
森本　誠吾
安冨　幸彦
谷内　道生
山岸　好夫
山田　一郎
山田　秀人
山本　茂
横山健次郎
横山　駿雄
米尾　勇
渡辺　衛夫
渡邉　勝久
渡邉　哲男
和田　伸一
瑞宝双光章を授ける（各通）
石村　徳次
大岡　豊
鐘推　安正
川上　充
後藤　嘉之
佐藤　一雄
火口　節夫
横戸　澄子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月一日）

官庁報告

産　業

日本産業規格

令和8年5月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和8年5月20日

経済産業大臣　赤澤　亮正

記

制定された日本産業規格

（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

鉄及び鋼―タングステン定量方法―第1部：シンコニン沈殿分離酸化タングステン（VI）重量法　G 1220―1

鉄及び鋼―タングステン定量方法―第2部：チオシアン酸塩吸光光度法　G 1220―2

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

耐熱鋼棒及び線材　G 4311

（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

熱間圧延鋼矢板　A 5528

鉄及び鋼―チタン定量方法―吸光光度法　G 1223

ボイラ及び圧力容器用マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板　G 3119

圧力配管用炭素鋼鋼管　G 3452

配管用炭素鋼鋼管　G 3454

機械構造用炭素鋼鋼材　G4051
焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼）　G4052
機械構造用合金鋼鋼材　G4053
高温圧力容器用高強度クロムモリブデン鋼及びクロムモリブデンバナジウム鋼鋼板　G4110
ばね用冷間圧延鋼帯　G4802
（認定機関　一般財団法人日本規格協会　申出）
フライス用語　B0172
光伝送用パワー制御受動部品―第１部：通則　C5920―１
光ファイバコネクタかん合標準―第13部：ＦＣ―ＰＣ形光ファイバコネクタ類（Ｆ01形）　C5964―13
波長可変光源試験方法　C6191
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第２―44部：試験―光ファイバクランプ強度―繰返し曲げ　C61300―２―44
標準物質―認証書，ラベル及び附属文書の内容　Q0031
標準物質―使用上の要求事項及び推奨事項　Q0033
自動認識及びデータ取得技術―バーコードシンボル体系仕様―コード39　X0503
情報技術―自動認識及びデータ取得技術―ＱＲコード　バーコードシンボル体系仕様　X0510
（内容省略）
備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格
（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）
鉄及び鋼―タングステン定量方法　G1220

裁判所職員

令和８年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

令和８年５月20日　最高裁判所

第１　試験の名称
裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）

第２　対象官職
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表１の項第３欄第６号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、定型的な事務を行うことをその職務とする官職

第３　給与
この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の１級５号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格
１　次に掲げる者
⑴　令和８年４月１日において高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び令和９年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者に準ずると認める者
２　欠格事由
１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
⑴　日本の国籍を有しない者
⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者

第５　試験種目及び出題分野等
１　第１次試験　基礎能力試験及び作文試験
⑴　対象者　受験申込者全員
⑵　方法
ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
イ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。
なお、作文試験の評定結果は、第１次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。
⑶　試験期日　令和８年９月13日（日）
⑷　試験地　札幌市、函館市、旭川市、釧路市、仙台市、福島市、山形市、盛岡市、秋田市、青森市、東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、名古屋市、津市、岐阜市、福井市、金沢市、富山市、大阪市、京都市、神戸市、奈良市、大津市、和歌山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、高松市、徳島市、高知市、松山市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市
㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。
⑸　第１次試験合格者発表　令和８年10月６日（火）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
２　第２次試験　人物試験
⑴　対象者　第１次試験の合格者
⑵　方法　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日　令和８年10月16日（金）から同月29日（木）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日
⑷　試験地　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に掲げる試験地とする。ただし、第１次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄内にある場合の当該受験者の試験地は、第１次試験と同一の試験地とする。
㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試験地
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市 旭川市　釧路市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市 山形市　盛岡市 秋田市　青森市
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市 さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市 岐阜市　福井市 金沢市　富山市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市 神戸市　奈良市 大津市　和歌山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市 岡山市　鳥取市 松江市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　徳島市 高知市　松山市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　佐賀市 長崎市　大分市 熊本市　鹿児島市 宮崎市　那覇市

⑸　最終合格者発表　令和８年11月13日（金）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法
採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第７　受験申込手続
１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合
⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［https://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　令和８年７月１日（水）午前10時00分から同月10日（金）まで
　なお、申込みは、令和８年７月10日(金)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
２　申込書を郵送する方法による申込みの場合
⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。
　なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求(一般職（高卒者))」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。
⑵　受験申込先　最高裁判所
⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。
　なお、封筒の表に「一般職（裁判所事務官）受験」と朱書する。
⑷　申込受付期間　令和８年７月１日（水）から同月３日（金）まで
　なお、令和８年７月３日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
３　受験票の発行
　受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、第１次試験の際に、申込受付サイトからダウンロードした受験票を提示すること。申込受付サイトから本人の写真をアップロードしていない受験者は、第１次試験の際に、本人の写真を印刷して必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ持参しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。
４　受験申込後の試験地等の変更の禁止
　受験申込後は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。
第８　その他
１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758)に行うこと。
２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

公　告

諸　事　項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項の規定により次のように公示する。
１．前払式支払手段発行者の商号
　協同組合神辺わかば会
２．代表者の氏名　代表理事　菅田　舜治
３．住所　広島県福山市神辺町大字川北506番地の１
４．上記の者の前払式支払手段の発行保証金につき法第31条第１項の権利を有する者は、令和８年７月30日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第７による申出書に当該申出に係る前払式支払手段を添え、中国財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。
（提出先）
広島県広島市中区上八丁堀６番30号
　中国財務局理財部金融監督第三課
５．前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続から除斥される。
令和８年５月20日
中国財務局長　中村　広樹

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和８年５月20日　関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	株式会社三菱ＵＦＪ銀行
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
登録番号	関東（個）第56号―５
営業廃止年月日	令和８年３月31日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号

新潟市中央区寄居町３３２番地１８新潟シティビル３階

清算株式会社　株式会社猪子場管財

１　決定年月日　令和８年４月２８日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー三七階

（甲）税理士法人ＡＫＪパートナーズ

代表社員　山本　成男

大阪市北区中崎二丁目一番四号嶌野ビル五Ｆ

（乙）税理士法人Ｉ　ｄｏ

代表社員　濵西久美子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十日

東京都千代田区富士見二丁目七番一号

（甲）合同会社プロパティワン

代表社員　五十嵐信弥

東京都港区赤坂二丁目一〇番一六号

（乙）有限会社プロパティラバン

代表取締役　五十嵐信弥

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定いたしました。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）https://www.mirait-one-systems.co.jp

令和八年五月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

（甲）株式会社ミライト・ワン

代表取締役社長　菅原　英宗

東京都港区東新橋二丁目三番三号

（乙）株式会社ミライト・ワン・システムズ

代表取締役社長　田村　亮彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/044.html

（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/373.html

令和八年五月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

（甲）エア・ウォーター東日本株式会社

代表取締役　上村　浩

新潟県長岡市柏町二丁目七番六号

（乙）株式会社関茂助商店

代表取締役　関　啓助

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　八十二頁（号外第一〇六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　八十四頁（号外第一〇六号）

令和八年五月二十日

東京都港区芝大門二丁目五番五号

（甲）株式会社ＪＭＤＣデジタル

代表取締役　松島　陽介

新潟市中央区南出来島一丁目一〇番二一号

（乙）株式会社ＳＦＣホールディングス

代表取締役　苅部　宣輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　八十八頁（号外第一〇六号）

（戊）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　七十七頁（号外第一〇六号）

（乙・丙・丁・己・庚・辛）

http://www.namiki-grp.co.jp

令和八年五月二十日

東京都板橋区成増三丁目一二番一号

（甲）株式会社ナミキ

代表取締役　並木　洋一

東京都板橋区成増三丁目三番一六号

（乙）ナミキ都市設計研究所株式会社

代表取締役　並木　洋一

東京都板橋区成増三丁目一二番一号

（丙）ちゃおクリーンサービス株式会社

代表取締役　並木　洋一

東京都板橋区成増三丁目一一番一四号

（丁）ちゃおちゃおコールサービス株式会社

代表取締役　並木　洋一

東京都板橋区成増三丁目一二番一号

（戊）株式会社おもてなし

代表取締役　並木　洋一

東京都板橋区成増二丁目一六番九号

（己）シニア住宅プラザ株式会社

代表取締役　並木　洋一

東京都北区志茂二丁目六番三号

（庚）シーシーエイチ赤羽志茂株式会社

代表取締役　並木　洋一

東京都板橋区成増三丁目一一番一四号

（辛）ＮＦＣ株式会社

代表取締役　並木　洋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十九日

掲載頁　一一八頁（号外第三十五号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十日

岐阜県美濃加茂市太田町二五六五番地の一

（甲）株式会社シティホテル美濃加茂

代表取締役　安江　敬司

岐阜県美濃加茂市太田町二五六五番地の一

（乙）株式会社ＴＫ

代表取締役　安江　敬司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　九十三頁（号外第一六二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　九十三頁（号外第一六二号）

令和八年五月二十日

静岡県三島市文教町一丁目九番一一号

（甲）株式会社Ｚ会

静岡県三島市文教町一丁目九番一一号

（乙）株式会社Ｚ会ソリューションズ

代表取締役　市原　朋来

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、乙は同第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年六月三十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十八日

掲載頁　六十一頁（号外第二五三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　五十五頁（号外第二五八号）

令和八年五月二十日

名古屋市東区白壁五丁目三番地

（甲）敷島製パン株式会社

代表取締役社長　盛田　淳夫

長野県松本市大字笹賀五六七〇番地二

（乙）株式会社信州シキシマ

代表取締役社長　古澤　義広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十四日
掲載頁　六十九頁（号外第一〇七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十四日
掲載頁　六十八頁（号外第一〇七号）

令和八年五月二十日

奈良県橿原市醍醐町三八四番地の一
（甲）株式会社ＫＰワークス
代表取締役　金山　靖昌

奈良県橿原市醍醐町三八四番地の一
（乙）株式会社ＫＰスタイル
代表取締役　金山　靖昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十三日
掲載頁　七十八頁（号外第一〇六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十日

奈良県香芝市穴虫二八二六番地
（甲）東洋株式会社
代表取締役　坂本　栄子

大阪市天王寺区細工谷一丁目三番二五―三〇〇二号
（乙）有限会社三栄
代表取締役　坂本　栄子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://hideandseek.co.jp/publicnotice
（乙）https://ukiyo-create.co.jp/company

令和八年五月二十日

福岡県福岡市博多区住吉二丁目一六番三六号ａｎｄｒｏｏｔｓＦＯＲＥＳＴＳＱＵＡＲＥ
（甲）株式会社Ｈｉｄｅ&Ｓｅｅｋ
代表取締役　江口　修一

福岡県福岡市博多区住吉二丁目一六番三六号ａｎｄｒｏｏｔｓＦＯＲＥＳＴＳＱＵＡＲＥ
（乙）株式会社ＵＫＩＹＯｃｒｅａｔｅ
代表取締役　江口　修一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設工具の販売事業等に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十四日
掲載頁　五十二頁（号外第九十七号）

令和八年五月二十日

札幌市東区丘珠町五六六番地五
（甲）前田札幌分割準備株式会社
代表取締役　瀬川　信輔

札幌市東区丘珠町五六六番地五
（乙）前田札幌株式会社
代表取締役　齊藤　祐介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の工場における事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.3284rice.com/newss.html
（乙）https://www.mmrice.jp/about/newss.html

令和八年五月二十日

神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目二五番地
（甲）株式会社ミツハシ
代表取締役　三橋　美幸

東京都新宿区西新宿四丁目一五番七号
（乙）ＭＭライス株式会社
代表取締役　澤田　泰二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　長崎新聞
掲載の日付　令和八年四月二十九日
掲載頁　二十頁

（乙）掲載　長崎新聞
掲載の日付　令和八年四月二十九日
掲載頁　二十頁

令和八年五月二十日

長崎県諫早市津久葉町九九番地四五
（甲）株式会社長崎新聞折込センター
代表取締役　佐藤　烈

長崎県長崎市茂里町三番一号
（乙）株式会社長崎新聞開発センター
代表取締役　徳永　英彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社北州工業とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

茨城県北茨城市中郷町日棚字宝壺二一二七番地
合同会社北州工業
代表社員　長谷川由弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

栃木県足利市田中町九三一番地三
合名会社三共
社員　田部井俊雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号
合同会社ミライの芽
代表社員　小澤　麻里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は大鵬イノベーションズ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

東京都千代田区神田錦町一丁目二七番地
大鵬イノベーションズ合同会社
代表社員　大鵬薬品工業株式会社
職務執行者　下村　俊泰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月七日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｌｉｇｈｔ　Ｏｎｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

神奈川県平塚市真田四丁目二四―二一
フローレンス平塚二〇五
合同会社Ｌｉｇｈｔ　Ｏｎｅ
代表社員　池上　光一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月二十日

神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル二階
ＳＯＬＡＺＵジャパン合同会社
代表社員　ソラズ・ホールディング・コーポレーション
職務執行者　チュン・コン・ルアン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

大阪府大阪市北区梅田一―一一―四大阪駅前第４ビル九Ｆ―九二三

Ｈｙｂｒａｉｎ合同会社

代表社員　朝日　郁雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

大阪市北区扇町二丁目六番一一―一三〇二号

合同会社ＢＬＵＳＨ

代表社員　川真田康介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月六日

掲載頁　五十二頁（号外第八十一号）

令和八年五月二十日

東京都新宿区大久保一丁目八番八号

株式会社マムズ

代表取締役　荻野　勝朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千四百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は令和八年五月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-life.co.jp/corporate/public_notice/

令和八年五月二十日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー一一階　株式会社ウェブライフ

代表取締役　熊崎　隆人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　一三〇頁（号外第二一九号）

令和八年五月二十日

東京都港区虎ノ門一丁目二三―一虎ノ門ヒルズ森タワー一八階

株式会社ＴＫＷ　Ｍ＆Ａファイナンス会計税務事務所　代表取締役　髙桑　昌也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　愛知県において発行する毎日新聞

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　十六頁

令和八年五月二十日

名古屋市瑞穂区姫宮町二丁目八番地

株式会社横井製作所

代表取締役　丸山　和雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万円減少し五百万円とし、減少する資本金のうち百二十五万円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　八十六頁（号外第一〇四号）

令和八年五月二十日

滋賀県彦根市松原町一八七五番地三

株式会社Ａ２

代表取締役　北川　彩華

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十日

京都市東山区福稲柿本町二四番九

有限会社洛東電気工事

代表取締役　梅澤　護

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年四月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十日

和歌山県新宮市あけぼの四番一二号

有限会社第一企画

代表取締役　辻　敏秋

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千七百二十二万八千三百九十九円、資本準備金の額を一億七千七百二十二万八千三百九十九円減少し、それぞれ一千万円、一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番一号

株式会社ゼネラル・オイスター

代表取締役　渡邊　一博

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十日

山形市青田二丁目一二番五号

株式会社三和

代表取締役　庄司　雅俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十日

東京都千代田区岩本町三丁目四番一号小澤第一ビル

株式会社海

代表取締役社長　横山　鐵男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十日

鳥取県米子市両三柳三二八番地

株式会社ケーオウエイ

代表取締役　小西　慶太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十日

徳島市川内町平石若宮二五四番地の一

岡村工業株式会社

代表取締役　岡村　隆義

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である前川知子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

東京都渋谷区神宮前三丁目三八番七号小林ビル二〇二

ＮＥＳ　Ｏｖｅｒｌａｙ　Ｌｔｄ

日本における代表者　前川　知子

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年六月三十日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区芝二丁目三二番一号

株式会社長谷工コーポレーション

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日

平成十五年八月八日

（三）契約締結日及び契約名称

平成十五年七月三十一日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更、承継等を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区港南二丁目九番八号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産管理部　カストディ営業グループ

電話番号　〇三―五四六二―三七〇七

令和八年五月二十日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　岡本　泰典

事業譲渡につき通知公告

当社は、社会福祉法人太陽の村（住所奈良県吉野郡吉野町大字柳一三九五番一）に対し、介護付有料老人ホーム四つ葉のクローバー桜井事業所（住所奈良県桜井市吉備五七二番地一、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、総合事業）事業を譲渡することにいたしましたので公告します。

また、社会福祉法人太陽の村は、当社の債務を承継しておりませんので、併せて公告いたします。

令和八年五月二十日

奈良県宇陀市菟田野古市場四八一番地

株式会社クローバー

代表取締役　辻村　敦史

解散公告及び債権申出の公告（第三回）

当社は、平成十六年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山県倉敷市児島赤崎三丁目一〇番二五号

中村織物有限会社

清算人　中村　敬子

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

鳥取県鳥取市東町三丁目三〇七番地

社会医療法人明和会医療福祉センター

確定給付企業年金清算人　谷浦　陽二

債権申出の催告（第三回）

当会規約型企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当会規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山形県鶴岡市下山添字庄南一番地二

櫛引農村工業農業協同組合連合会規約型確定給付企業年金

清算人　遠藤　正之

取消公告

令和八年五月十四日掲載の準備金の額の減少公告は取消します。

令和八年五月二十日

東京都北区神谷一丁目一八番四号

株式会社ムトウホールディングス

代表取締役　武藤　健一

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年三月三十一日（号外特第十七号）目次欄中（印刷誤り）			二二二　三指定する件　定める件	
令和八年三月三十一日（号外特第十七号）財務省令第十八号（法人税法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
二五九	二	一八～一一	八とあるのを「にとあり、及び係る償却費の額と、」は、	八とあるのを「にとあり、及び係る償却費の額は、当該事業年度において
二六二	二	一一～終りから一〇	当該事業年度の法第七十四条第一項（確定申告）	当該事業年度の法第七十四条第一項（確定申告）
二六四	二	一七	取得	の規定による申告書の提出期限までに取得
令和八年三月三十一日（号外特第十七号）公布財務省令第二十一号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
二八三	六～七		省令」を「第三十七条の十四第三十一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十五項」	省令」を「第三十七条の十四第三十一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十五項」